

相談支援センター ろーぶ

令和6年度 事業計画—(案)—

I. 総合相談窓口としての機能の充実

1. 相談支援体制の安定的展開

相談支援センターろーぶの事業内容に関しては、これまで通り、本相談支援事業とともに、主として2市（甲賀・湖南）の指定特定相談支援事業（サービス等利用計画作成、モニタリング）を安定的に提供することを目標とする。

2. 障害者への福祉サービスの利用援助

(1) サービス情報の提供

当事者、家族、民生委員等、近隣者、関係団体を通じ、障害者福祉サービスの情報を提供する。

(2) サービス利用の助言

当事者・家族が主体的かつ適切にサービスを選択していくために、どのようなサービス利用や組み合わせが必要かについて紹介や助言を行う。

3. 障害者への障害者総合支援制度の利用援助

(1) 障害者総合支援制度給付の勧奨

障害者総合支援制度の利用を必要に応じ、積極的に勧めていくことによって、障害者及び家族の充実した地域生活を支援していく。

(2) 障害者総合支援制度利用申請の助言と甲賀市障がい福祉課、湖南省障がい福祉課（以下2市福祉課とする）への連絡を行う。

・サービス利用と併せて申請方法などへの助言、2市福祉課への紹介を行う。

(3) 事業者情報の提供

サービスの利用にあたって地域の指定事業者の情報を提供することにより、適切なサービスの選択を援助する。

4. 2市福祉課との連携による障害者総合支援制度の円滑な推進

(1) 障害児者、家族、関係機関の要請による家庭訪問と助言

要請や連絡に応じ、適時関係機関とともに障害児者の家庭を訪問し、状況やニーズの把握、情報提供、障害者総合支援制度の利用支援を行う。また、その訪問結果は2市福祉課へ随時報告を行う。

(2) 計画相談支援・障害児相談支援（サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成とモニタリング）の実施

障害児者の受けるサービスが適切なものとなり、かつ、支給決定時の参考とするために、サービス等利用計画（案）・障害児支援利用計画（案）を作成する。また、作成したサービス等利用計画・障害児支援利用計画が障害児者のニーズに即しているのかを確認するために、定められた期間ごとのモニタリングを確実に実施する。

5. 幅広い相談の受付

(1) 障害に合わせた幅広い相談の受付

総合相談窓口としての機能を果たすために、障害児者やその家族からの来所相談だけでなく、相手先への訪問や電話、FAX、電子メール等の通信手段の活用、聴覚障害者に対して手話通訳者等のコミュニケーション手段の確保等、障害児者の障害特性に応じた相談受付体制をとる。

(2) 身体障害者以外の相談の受付

身体障害者以外（知的障害者、精神障害者、発達障害者等）の総合相談窓口としての機能を果たすとともに、必要に応じて各支援センターや専門機関等への紹介等も行う。

6. 継続した訪問活動の実施

センター利用者への再訪問活動により、信頼や情報の輪を広げ、あるいは家庭生活へのエンパワメントの一助として利用者ニーズの把握と情報の提供を継続して行う。この結果は2市福祉課にも随時報告する。

7. 専門職スタッフとの連携、合同訪問の実施

(1) 専門職との連携

必要に応じてPT、OT、ST、看護師、保健師、栄養士、臨床心理士等の専門職と連携を図り、合同で家庭訪問や相談活動を行う。

(2) 専門機関との連携

必要に応じて県立リハビリテーションセンター等の専門機関と連携を図り、合同訪問や相談活動を行う。

(3) 介護保険分野との連携

65歳を迎える障害者や介護保険第2号被保険者等に関する福祉サービスの利用相談等については、市の介護保険担当課や介護支援専門員等と連携しながら行っていく。

8. 個別支援会議の開催および調整

2市福祉課または関係機関と相談のうえ、必要に応じて個別支援会議を開催し、障害児者が抱える課題に対して、障害児者本人及びご家族、関係機関と連携を図りながら、解決へと結び付けていく。また、個別支援会議内では解決出来ない課題を明確にし、その課題を自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）の場で地域課題とし、課題の共有を図りつつ解決への一助とする。

II. 2市福祉課・専門機関との連携

1. 2市福祉課との課長会を開催

1年間の相談事業の報告ならびに2市からの指導、助言及び意見交換会として開催する。

2. 地域自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）との連携

(1) 地域自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）にて、活動

- 内容および相談事例の報告、課題の提起、意見や情報の交換等を行う。
- (2) 必要に応じて、各市担当者や関係機関、また各種専門家による個別支援会議を開催し、連携を図る。

3. 滋賀県自立支援協議会との連携

滋賀県自立支援協議会に置かれている身障相談ネットワーク部会において活動内容及び困難相談事例の検討、課題の提起、意見や情報の交換等を行う。

4. 地域ケア会議の開催

関係機関による地域ケア会議を開催、地域障害者支援ネットワークの強化を図る。

5. 各種専門機関との連携

身体障害者更生相談所、職業安定所、滋賀県障害者雇用支援センター、滋賀障害者職業センター、滋賀県立聴覚障害者センター、滋賀県視覚障害者センター、滋賀県高次脳機能障害支援センター、その他各種相談支援センター、医療機関、甲賀保健所等などの専門機関と連携する。

Ⅲ. 自立（律）支援の充実

1. インフォーマルサービスの開拓

(1) 障害児者の外出活動への支援

2市の在宅介護支援センター、ケアマネージャー、福祉課等と連携し、移動困難者の外出支援施策のあり方等について検討していく。

(2) 外出関連情報の提供

2市の外出支援情報（移送サービスや制度の利用）、地域のバリアフリー情報などを、ホームページや広報誌発刊を通して提供していく。

2. 障害者のパソコン利用および普及への支援

(1) 障害者のパソコン利用への支援

- ・滋賀県の実施する滋賀県障害者IT促進事業、ITサロン事業を継続受託し、地域の障害者を対象としたパソコン教室を実施する。実施場所については、今年度も「かがやき」施設内活動サロン室とする。
- ・必要に応じて手話通訳者、要約筆記者、介護者などを確保して実施する。
- ・パソコン等情報機器やコミュニケーション機器の情報提供を滋賀県の実施する滋賀県障害者IT事業を統括するNPO法人滋賀県社会就労事業振興センターと連携し行う。
- ・重度の身体障害者や視覚障害者に対して、専用のソフトウェアや特殊な入力装置等の活用、試用を含めてQOLの向上にむけての支援を行う。
- ・パソコンに関する情報機器の利用や活用に関する相談、助言、習得方法等の提供を行う。

(2) パソコンボランティアの派遣

- ・滋賀県の実施する滋賀県障害者 I T 促進事業、パソコン派遣事業を継続受託し実施する。
- ・必要に応じて登録パソコンボランティアを利用者自宅または福祉施設等へ派遣し、障害者の I T 活用の定着をすすめる。

(3) パソコン相談の実施

パソコンに関する相談を来所、電話、F A X、メールなどで随時受け付け、出来るだけ速やかに対処する。場合により、パソコンボランティア、職員などの訪問による対処も行う。

(4) パソコンボランティアの育成

N P O 法人滋賀県社会就労事業振興センターと連携し、パソコンボランティアの育成を行う。ただし、パソコンスキル確保のため、県が主催するパソコンボランティア養成講座の修了、更に当センターにおける障害特性などの研修を終えた者に限らせていただく。

3. 当事者活動への支援

(1) 当事者相談員の配置と育成

障害者自身がカウンセラーとなって、社会生活上必要とされる心構えや生活能力の修得等に関する個別的な相談受付と支援を実施する。また、必要に応じて個別支援会議の召集や日程調整など関係機関への連絡連携も行う。

(2) 当事者相談員による訪問活動

センター相談員との連携を取りながら必要に応じて、在宅訪問、作業所訪問、施設訪問等を行う。

(3) 当事者学習会の企画及び運営

各障害に必要とされる生活技能（福祉用具、栄養管理、災害時対応等）の支援や学習会等を企画、運営する。

(4) 当事者サロンの実施

- ・ほっとサロンの実施と各利用者への支援。

聴覚言語障害者の社会参加を目的としたサロン（ほっとサロン）について、当事者相員を中心に、対象者である聴覚言語障害者自身がサロンの開催、運営、企画を行えるよう必要な支援を行う。

- ・さざなみサロンの実施と各利用者への支援。

中途障害者の社会参加を目的としたサロン（さざなみサロン）について、当事者相談員を中心に、対象者である中途障害者自身がサロンの開催、運営、企画を行えるよう必要な支援を行う。

- ・今年度もサロン活動については、「かがやき」施設内活動サロン室にて実施するが、活動内容によって外出も計画する。

(5) 当事者団体の活動との連携

- ・聴覚言語障害者団体と連携。
- ・中途障害者等団体と連携。

- ・視覚障害者団体と連携。

4. 地域の社会資源の育成

(1) 啓発活動

- ・福祉講座、福祉講演会等の開催（予定）

地域住民への障害者福祉の啓発、また当事者との交流を通じて障害者福祉を学ぶ機会として実施する。

(2) 広報活動の充実

各種情報発信のためにホームページへの掲載や広報誌等を発行し、センターの諸活動の紹介や地域の生活情報、福祉サービス情報等を提供する。

IV. その他

新型コロナウイルス等感染症については、引き続き日常的に職員の健康管理や所内の衛生管理を適切に行い、感染及び拡散防止対策に努める。